

防衛省の移転措置事業による移転者の皆様へ 附帯農地等の買入年限（希望届の受付期限）の一部終了について

はじめに

- ◇ 防衛省では、移転措置事業として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」第5条に基づき、飛行場などの周辺において航空機騒音が特に著しい地域として指定した区域（第二種区域）から住居等を移転したいと希望する方に対し、建物等の移転補償や土地の買入れを実施しており、演習場周辺においても同様の事業を実施しております。

背景

- ◇ 当事業の土地の買入れのうち、「建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地」（以下「附帯農地（※）等」といいます。）の買入れについては、国の事業の点検等を行う平成22年度行政事業レビュー・公開プロセスの場において、「住居移転後の附帯農地買取年限に上限を設けることを検討すべき」等の指摘を受けたことから、平成24年12月19日より、附帯農地等の買入年限（希望届の受付期限）を設け、移転者の皆様へお知らせしているところですが、その期限の到来が早い方につきましては、平成29年12月19日までに希望を申し出ていただく必要があることから、今般、改めてお知らせするものです。

※附帯農地：従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地

受付期限

- ◇ 施行日（平成24年12月19日）以降、附帯農地等の買入れに係る希望届の受付期限は、原則として、次のとおりとなります。
- 施行日（平成24年12月19日）以降に
建物等の移転等補償契約を締結した方の
受付期限  建物等の移転等補償契約締結日の翌日から5年を経過する日
 - 施行日（平成24年12月19日）より前に
建物等の移転等補償契約を締結した方の
受付期限  平成29年12月19日
- ◇ 施行日（平成24年12月19日）より前に建物等の移転等補償契約を締結した方におきましては、希望届の受付期限が平成29年12月19日に到来することから、附帯農地等の買入れを希望される場合は、受付期限までに希望届をご提出していただく必要がありますので、最寄りの地方防衛局又は防衛事務所まで御連絡下さい。

留意事項

- ◇ 次に掲げる事情により、希望届を受付期限までに提出できなかった場合は、当該各項目に定める書類の提出があれば、受付期限後も希望届を受け付けることができる場合がありますので、ご相談下さい。
- 相続権者間での遺産分割協議中による所有権の未確定
→ 遺産分割協議書及び登記事項証明書
 - 所有者の傷病又は入院
→ 診断書又は入院期間を証明する書類
 - 代替農地の土地改良
→ 代替農地の登記事項証明書及び土地改良に関して農業委員会等が証明する書類
 - その他社会通念上やむを得ないと認められる事情
→ 当該事情に応じて必要と認められる書類
- ◇ 附帯農地等の買入れについては、当事業による移転に伴って従来利用の困難性が認められる土地のみが対象となりますので、ご希望された土地を必ず買入れることは限りません。

お問い合わせ先 九州防衛局企画部防音対策課移転措置係（電話：092-483-8824）